

令和2年度新任図書館長研修
質疑応答書

科目名：著作権法の概要と動向

講師名：南 亮一

質問

講義要綱 191p、「5 表紙の利用」について、32条1項で47条の2を適用した場合、自治体や図書館の広報紙などで本（絵本、児童書以外）の紹介をする際に、表紙を掲載するケースは該当するか。（出版社や著作権者の許可を得る必要はないのか。）

回答

表紙の利用の場合は通常、著作権法32条1項（引用）の規定は適用できないこととされています。そこで著作権法47条の2（美術の著作物等の譲渡等の申出に伴う複製等）の規定が適用できるかを検討することになりますが、同条では、「譲渡又は貸与の申し出の用に供するため」という要件を定めていますので、まず、掲載する本が貸出しの対象となっていることが求められます。

また、単に紹介するだけではなく、「貸与の申し出の用に供する」ことが必要ですから、紹介される際に、この本が貸出し対象であることに触れる必要があるものと考えます。

さらに同条では、同条が適用できるのは「当該複製により作成される複製物を用いて行うこれらの著作物の複製又は当該公衆送信を受けて行うこれらの複製物の複製を防止し、又は抑止するための措置その他の著作権者の利益を不当に害しないための措置として政令で定める措置を講じて行うものに限る」ことを規定しています。この「政令で定める措置」とは、著作権法施行令第7条の3で、「著作物の表示の大きさ又は精度が文部科学省令で定める基準に適合するものとなるようにすること」と規定しています。そして、この「文部科学省令で定める基準」とは、著作権法施行規則第4条の2で、紙の場合は大きさが50cm²以下、画像の場合は画素数が32,400画素以下などと定められています。したがって、広報紙への掲載の場合は、大きさが50cm²以下である必要があることとなります。

なお、この場合には、画像は実際に貸し出す本の表紙を撮影したものである必要があり、インターネット上にある画像を取り込むことは認められないものと思われます。

これらの要件を満たせば、出版社や著作権者の許諾を得なくても、掲載が可能であるものと思われます。もちろんこれらの要件を満たさなければ、許諾を得る必要があることとなります。